

J R 岩徳線利用促進委員会
委員長

申請者 団体又は代表者の住所
団体の名称
代表者名

J R 岩徳線団体利用助成金事前協議書

J R 岩徳線団体利用助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり事前協議します。

事業開始年月日	年 月 日	利用人数	人		
事業終了年月日	年 月 日				
事業目的					
目的地					
利用区間	往路	駅	駅		
	復路	駅	駅		
利用料金	往路	おとな	人	金額	円
		こども	人	金額	円
	復路	おとな	人	金額	円
		こども	人	金額	円
	計	人		円	
申請予定額 (10円未満切り捨て)	円				

注意事項

- (1)助成金は団体が購入した普通乗車券又は団体割引乗車券の購入費用の2分の1で、1人につき片道400円、往復800円、1団体あたり20,000円までが上限です。
- (2)予算の残額、申請の内容によっては、不交付決定または申請予定額を下回る場合があります。
- (3)本助成金以外で助成等を受ける場合は対象外となります。
- (4)事業終了後、30日以内又は3月31日のいずれか早い日までに交付申請書兼請求書の提出をお願いします。助成金は指定された代表者の口座へ振り込みます。

本件責任者指名： _____

本件担当者指名： _____

連絡先： _____

助成金の交付申請の同意・誓約事項

同意・誓約事項 (注) チェックできない項目がある場合は申請できません。		同意・誓約欄 (☑チェックしてください。)
1	下松市、岩国市及び周南市の住民が過半数を占める団体である。	<input type="checkbox"/>
2	全員が同じ行程を移動するものである。	<input type="checkbox"/>
3	J R 岩徳線団体利用助成金交付要綱第 3 条第 4 項に規定する事業ではない。	<input type="checkbox"/>
4	同一年度中において、すでに当該助成を受けていない。	<input type="checkbox"/>
5	暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではない。	<input type="checkbox"/>
6	この助成金受領後に上記の各項目の内容と相違が発生した場合には、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消されたときは、当該取消しに関して既に交付されている助成金を市が指定する期日までに返還する。	<input type="checkbox"/>